

道路工事にご協力をお願いします
(宗道・下栗地内)

- ◆工事期間 11月中旬～令和8年3月下旬
- ◆規 制 全面通行止めなど



問 建設課 ☎45-8126

道路工事にご協力をお願いします
(赤須地内)

- ◆工事期間 11月上旬～令和8年1月中旬 (予定)
- ◆規 制 全面通行止めなど



問 建設課 ☎45-8126

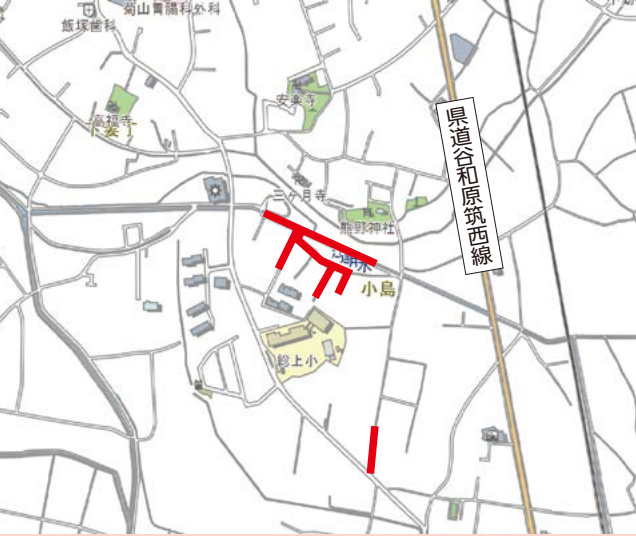
11月は「男女共同参画推進月間」です

県では、あらゆる分野で誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現のために、毎年11月を男女共同参画推進月間と定めています。職場や学校、地域、家庭などにおける男女共同参画への関心と理解を深め、暮らし方や働き方を考えてみましょう。

問 福祉課人権推進室 ☎43-8246

公共下水道工事にご協力をお願いします

- ◆工事期間 11月上旬～令和8年3月下旬 (予定)
 - ◆規 制 全面通行止めなど
- 【小島地内】



【高道祖地内】



問 上下水道課 ☎44-5311

有害鳥捕獲実施

収穫前の野菜類 (白菜・キャベツなど) を、カラスの食害から守るため、銃器による捕獲を下妻市鳥獣被害対策実施隊の協力により実施します。

日 12月7日 (日)、令和8年1月11日 (日)
2月1日 (日)

※いずれも日の出～日没

◆対象地区 旧下妻市地区全域

【重点地区】上妻・大宝・臈波ノ江・豊加美・高道祖

※捕獲は、「下妻市鳥獣被害対策実施隊」のオレンジ色のベストを着用して行います

問 農業政策課 ☎44-0729



12月4日～10日は「人権週間」です
～「誰か」のこと じゃない。～

さまざまな人権問題の解決に向け、取り組むべき多くの課題があります。関わりのない「誰か」のことではなく、「自分」のこととして考えてみませんか。

- ◆ 女性の人権を守ろう
- ◆ こどもの人権を守ろう
- ◆ 高齢者の人権を守ろう
- ◆ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆ 部落差別 (同和問題) を解消しよう
- ◆ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 外国人の人権を尊重しよう
- ◆ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ◆ ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう
- ◆ インターネット上の人権侵害をなくそう
- ◆ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ◆ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ◆ 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- ◆ 人身取引をなくそう
- ◆ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
- ◆ ゲノム情報 (遺伝情報) に関する偏見や差別をなくそう

問 水戸地方法務局人権擁護課
☎029-227-9919
福祉課 ☎43-8246



不適正な土砂の搬入にご注意

- ◆防止策
- ◇業者の“うまい話”に乗らない。
- ◇口頭での約束 (契約) はしない。
- ◇土地を定期的に見廻る。侵入防止柵や警告掲示板を設置する。
- ◆ご注意

- ◇急に山林が伐採された
- ◇空き地などに工事用の鉄板が敷かれた
- ◇重機類 (バックホウなど) が持ち込まれた
- ◇荷台の大きな (深枠) ダンプが出入りしている
- ◇普段見かけない不審な人物がうろついている

◎「県不法投棄110番」☎0120-536-380

受付時間： (平日) 午前8時30分～午後5時15分

問 県廃棄物規制課不法投棄対策室
☎029-301-3033
県西県民センター環境・保安課 ☎24-9127
環境課 ☎43-8289
休日・夜間は下妻警察署 ☎43-0110

皆さまの意見をお聞かせください
パブリックコメント

市では現在、建築物の耐震性確保の指針となる「下妻市耐震改修促進計画」の改定を進めています。計画 (案) を作成しましたので、皆さまのご意見を募集します。

計画案の名称	募集期間
下妻市耐震改修促進計画 (案)	12月1日 (月) ～ 1月8日 (木)

- ◆閲覧場所
- ◇市ホームページ
終日 (初日は正午から、最終日は正午まで)
- ◇市庁舎2階 建設課
開庁日の午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時を除く)
- ◇千代川公民館1階 千代川窓口センター
開庁日の午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く)
- ◆募集対象
- ◇市内在住、在勤、在学している方
- ◇市内に事務所、事業所を有する個人および法人
- ◆意見等の提出方法
- 郵送・FAX・メールまたは建設課 (市庁舎2階) への持参 (使用できる様式は、市ホームページからダウンロードしたもの又は意見等の募集場所で配布を受けたものおよびその写しに限る。)
- ◆その他
- ◇意見等や意見等に対する市の考え方は公表しますが、意見等を提出した方の住所、氏名などの個人情報公表しません。
- ◇住所、氏名などが明記されていない意見等や指定の提出方法以外の方法により提出された意見等は、受付ができません。



問 建設課 ☎45-8127

水道工事は市指定工事事業者に
依頼してください

- ◆市の指定を受けていない業者は、条例により市内の水道工事 (家庭などの水道の新設、増設、改造、修理工事など) を行うことができません。必ず市の指定を受けているかどうかを確認してから、工事を依頼してください。
- ◆他市町村で指定を受けている業者であっても、市の指定を受けていない業者は、市内の水道の工事をすることはできません
- ◆漏水工事などの緊急を要する場合も必ず市指定工事事業者に依頼してください。
- ◆市指定工事事業者名簿は、市ホームページからダウンロードできます。



問 上下水道課 ☎ 44-5311